

海外の宝くじ



「海外の宝くじが当選しました。当選金 400 万円の小切手を受け取るための配送手数料 8,000 円を振り込むように」という封書が海外から届きました。購入した覚えはありませんが、通知が来たのなら購入したのだらうと思い振り込みましたが、当選金を受け取ることができません。

購入していない宝くじに当選することはありえません。

当選金がもらえると信じ込んで手数料を支払い続けても、当選金はもらえませんが、支払った手数料を取り戻すことも困難です。「当選した」などの甘い話には乗らないようにしましょう。

手数料を振り込んだとたんと同じような封筒が大量に届くようになったケースも報告されています。

なお、海外の宝くじを日本国内で買うだけでも違法となる可能性があります。絶対に購入してはいけません。

まずは消費生活相談窓口にご相談ください。



1月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	1/ 9(火)、23(火)	22-1151
関ヶ原町	1/16(火)、30(火)	43-0070
養老町	1/ 5(金)、15(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	1/12(金)、22(月)	27-3111
輪之内町	1/ 4(木)、18(木)	68-0185
安八町	1/11(木)、25(木)	64-3111